

○農林水産省告示第百六十八号
植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、及び植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十一條第一項（同法第十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年二月一日
農林水産大臣 野村 哲郎

輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示

第一条 輸出植物検疫規程（昭和二十五年八月四日農林省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
(削る。)	(栽培地検査の時期) 第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第十條第三項の検査は、次の時期に行う。 一 ゆり（組織培養により生産されるものを除く。）については開花期。ただし、てつばうゆりについては生育十五センチメートルの頃及び開花期 二 チューリップ（組織培養により生産されるものを除く。）については開花期 三 うんしゅうみかんについては落花直後及び収穫期前 四 ゆり、チューリップ及びうんしゅうみかん以外の植物（組織培養により生産されるものを除く。）については採取期前五 組織培養により生産される植物については開花期 2 前項第一号ただし書の開花期の検査又は同項第三号の収穫期前の検査は、それぞれ、同項第一号ただし書の生育十五センチメートルの頃の検査又は同項第三号の落花直後の検査に合格したものについて行なう。 (栽培地検査事務の補助) 第二条 植物防疫官は、法第十條第三項の検査を行うに当り、有害動物及び有害植物に関する知識を有し、かつ、当該植物の売買に利害関係のない者に依頼して当該検査の事務を補助させることができる。
(削る。)	(栽培地検査の時期) 第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第十條第三項の検査は、次の時期に行う。 一 ゆり（組織培養により生産されるものを除く。）については開花期。ただし、てつばうゆりについては生育十五センチメートルの頃及び開花期 二 チューリップ（組織培養により生産されるものを除く。）については開花期 三 うんしゅうみかんについては落花直後及び収穫期前 四 ゆり、チューリップ及びうんしゅうみかん以外の植物（組織培養により生産されるものを除く。）については採取期前五 組織培養により生産される植物については開花期 2 前項第一号ただし書の開花期の検査又は同項第三号の収穫期前の検査は、それぞれ、同項第一号ただし書の生育十五センチメートルの頃の検査又は同項第三号の落花直後の検査に合格したものについて行なう。 (栽培地検査事務の補助) 第二条 植物防疫官は、法第十條第三項の検査を行うに当り、有害動物及び有害植物に関する知識を有し、かつ、当該植物の売買に利害関係のない者に依頼して当該検査の事務を補助させることができる。

(削る。)

(栽培地検査合格の基準)
第三条 法第十條第三項の検査は、左の各号に該当する場合を合格とする。

一 輸入国の指定する有害動物又は有害植物が存在しない場合

二 前号の有害動物及び有害植物以外の危険な有害動物又は有害植物が相当程度に存在しない場合

三 栽培地及びその周囲の状況が輸入国の要求に適合する場合

(栽培地検査の結果行う措置)

第四条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号、以下「規則」という。）第三十條第二項の合格証票は、当該植物の採取期において出荷個数に応じ交付するものとする。

2 植物防疫官は、法第十條第三項の検査の結果、不合格としたときは、当該栽培者に對し規則第二十四條の表示の除去を命ずるとともに、不合格とした理由を通知するものとする。

(包装材料として使用する土の検査合格の基準)
第五条 包装材料として使用する土の検査は、左の各号に該当する場合を合格とする。

一 乾燥粉砕してふるい目の開きが九ミリメートル以下のふるいにかけてある場合

二 落葉、細根その他の有機物又は危険な有害動物若しくは有害植物が混入していない場合

三 前各号のほか、輸入国の要求に適合している場合

(新設)

(輸出植物等の検査)

第一条 法第十條第一項の検査は、輸入国の要求に応じて、次の各号に掲げる検査その他の検査のうち必要なものを行い、これらの検査の結果、当該輸入国の要求の全てに適合しているかどうかを確認することにより行うものとする。

一 植物の栽培地における検査

二 消毒に関する検査

三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査

四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査

(腐敗しているものの除去)
第二条 植物防疫官は、前条第四号の検査を受けようとする植物に腐敗しているものが混入しているときは、検査に先立ち、その腐敗しているものを除去させるものとする。

(検査の方法)

第三条 第一条第一号に規定する植物の栽培地における検査(以下「栽培地検査」という。)は、栽培地、その周辺地域又はこれらの場所において、輸入国の指定する有害動物又は有害植物の有無等を確認する方法により行うものとする。

2 第一条第二号に規定する消毒に関する検査(以下「消毒検査」という。)は、輸入国が要求するくん蒸、熱処理、低温処理、薬剤処理等が実施されていることを確認する方法により行うものとする。

3 第一条第三号に規定する遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査(以下「精密検査」という。)は、遺伝子診断法、抗血清検定法、ベールマン法等の方法により行うものとする。

4 第一条第四号に規定する植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査(以下「目視検査」という。)は、当該植物又は物品及びこれらの容器包装について、数量、用途、形態、加工状態、有害動物又は有害植物の有無等を目視での確認その他適切な方法により行うものとする。

5 前四項に規定するもののほか、検査の方法の細目については、農林水産省消費・安全局長が定める。

(検査する数量等)

第四条 第一条各号の検査は、植物又は物品及びこれらの容器包装の種類に応じて、輸入国が要求する数量等について行う。ただし、

(腐敗しているものの除去)

第六条 植物防疫官は、法第十条第一項の検査を受けようとする植物に腐敗しているものが混入しているときは、検査に先立ち、その腐敗しているものを除去させるものとする。

(新設)

(検査する数量)

第七条 法第十条第一項の検査は、植物及びその容器包装の種類ごとに、左の各号の数量について行う。但し、その選別荷造が植

し、輸入国が要求する数量等がない場合は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる数量等について行うものとする。

一 栽培地検査 栽培地全域

二 消毒検査 薬剤の種類、温度、濃度、処理時間等の記録

三 精密検査 別表第一の第一欄に掲げる検査の内容 第二欄に掲げる植物の種類及び第三欄に掲げる検査荷口の大きさに応じて、それぞれ同表の第四欄に掲げる数量

四 目視検査 別表第二の上欄に掲げる植物の種類及び中欄に掲げる検査荷口の大きさに応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数量

2 前項に規定するもののほか、検査の数量等の細目については、農林水産省消費・安全局長が定める。

(削る。)

(栽培地検査事務の補助)

第五条 植物防疫官は、栽培地検査を行うに当たり、有害動物及び有害植物に関する知

物防疫官の指示した方法により行われていると認められる植物又は第三号イ及びロに掲げる容器包装の検査にあつては、植物防疫官が必要と認める数量について行うものとする。

一 栽植の用に供する植物

イ 生植物及びその部分については五十パーセント以上

ロ 種子については十パーセント以上

ハ ゆりのりん茎については十パーセント以上

ニ 球根類(ゆりを除く)については三十パーセント以上

三 栽植以外の用に供する植物

イ たまねぎのりん茎及びばいれいしの塊茎については二十パーセント以上

ロ 生果実については二十パーセント以上

ハ イ及びロに掲げる植物以外の植物については十パーセント以上

三 容器包装

イ 植物の場合には十パーセント以上

ロ 土の場合には二十パーセント以上

ハ 植物又は土以外のものの場合には植物防疫官が必要と認める数量

(新設)

(検査をしない場合)

第八条 当該植物又はその容器包装につき、規則第二十五条第三項の証明書がないとき又は規則第二十六条の証明書の添付がないときは、法第十条第一項の検査をしない。ただし、規則第三十条第二項ただし書の規定により合格証書の交付が省略された場合は、この限りでない。

2 前項の証明書又は証票の内容と当該植物が相違しているときは、その検査を中止することがある。

(新設)

職を有し、かつ、当該植物の売買に利害関係のない者に依頼して当該検査の事務を補助させることができる。

(削る。)

(検査合格の基準)

第九条 法第十条第一項の検査（包装材料として使用する土の検査を除く。）は、左の各号に該当する場合を合格とする。

一 輸入国の指定する有害動物又は有害植物が存在しない場合

二 前号の有害動物及び有害植物以外の危険な有害動物又は有害植物が存在しない場合

三 輸入国が輸入を禁止している植物又は容器包装が混入し、又は使用されていない場合

四 前各号のほか、輸入国の要求に適合している場合

2 輸出する植物又はその容器包装について輸入国が消毒を要求している場合における消毒の方法は、輸入国によりその基準が示されている場合を除き、輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号）第四条に規定する消毒方法の基準によるものとする。

(合格基準に適合しない場合の措置)

第十条 植物防疫官は、当該植物又は容器包装が前条の合格基準に該当しないと認めて不合格としたときは、その旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

(新設)

(検査の結果行う措置)

第六条 植物防疫官は、第一条各号に掲げる検査の結果、当該植物又は物品及びこれらの容器包装が当該輸入国の要求に適合すると認めるときは、その旨を証する書類（電磁的記録を含む。）を交付するものとする。ただし、当該輸入国の要求の全てに適合しているかどうかの確認を併せて行い、その結果、法第十条第三項の植物検疫証明書を交付するときは、この限りではない。

2 植物防疫官は、法第十条第一項の検査の結果、当該植物又は物品及びこれらの容器包装が当該輸入国の要求に適合していないと認めたときは、その旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

(登録検査機関による検査)

第七条 法第十条第五項に規定する登録検査機関が実施する検査については、第二条から第四条まで及び第六条第一項本文を準用する。

(輸入国の要求している事項)

第八条 植物防疫所は、輸入国が検査を要求している植物の種類及び輸入を禁止している植物等の種類並びに輸入国が検査その他に關し要求している事項のうち主なものについて、インターネットの利用その他適切な方法により周知するように努めるものとする。

(削る。)

(新設)

(輸入国の要求している事項)

第十一条 輸入国が検査を要求している植物の種類及び輸入を禁止している植物等の種類及び輸入国が検査その他に關し要求している事項は、書面に記載し、植物防疫所において縦覧に供するものとする。

(法外検査)

第十二条 植物防疫官は、輸入国が検査を要求していない植物、容器包装等を輸出しようとする者から検査の依頼があつたときは、なるべく、第七条及び第九条の規定に準じて検査を行い、検査の結果有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがないと認めたときは、合格証明書別記様式を交付するものとする。

2 輸入者が植物、植物の加工品又はその容器包装につき、検査又は消毒証明書を要求する場合又は当該植物等の検査証明書が輸出上必要である場合における検査及び合格証明書の交付については前項の規定を準用する。この場合において消毒を行ったときは、合格証明書の本文末尾にその旨を附記するものとする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第四条第一項第三号関係）

検査の内容		検査箇所の大きさ	検査の数量
一 遺伝子診断	植物の種類	二〇、〇〇〇粒以上	一〇〇％以上
二 血清学的診断	種子であつて栽培の用に供するもの		二〇、〇〇〇粒未満
三 微生物学的検査			二〇、〇〇〇粒以上

別表第二(第四條第一項第四号關係)

[illegible][illegible]

八 か製菓の種子 であつて栽培の 用に供しないもの	えんばく、おむ ぎ、こむぎ、精米 そば等	六〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満	六〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満	一〇％以上 六キログラム以上 七キログラム以上 八キログラム以上 二キログラム以上
九 豆類の種子で あつて栽培の用 に供しないもの	あずき、いんげん さめ、えんどう、 とうもろこし、や い等	六〇キログラム以上 八〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 七、〇〇〇キログラム以上	六〇キログラム未満 八〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 七、〇〇〇キログラム未満	一〇％以上 六キログラム以上 九キログラム以上 二キログラム以上 一八キログラム以上
十 油料種子であ つて栽培の用 に供しないもの 又は飼料 用植物	あぶらつばき、あ まごま、とうこ ま、やし科等	三〇キログラム以上 六〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上	三〇キログラム未満 六〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満	一〇％以上 三キログラム以上 六キログラム以上 八キログラム以上 二キログラム以上
十一 し好品・香 料・染料及び薬料 栽培の用に供し ないもの	乾燥果実、乾燥野 菜、いんげん、コ ーヒー、ドライフ ラワー、ハーブ類等	一〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上	一〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満	一〇％以上 一キログラム以上 三キログラム以上 八キログラム以上 二キログラム以上 二〇キログラム以上
十二 わら類	稲わら、麦わら、 むしろその他のわ ら工品	三〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 三〇〇キログラム以上	三〇キログラム未満 一〇〇キログラム未満 三〇〇キログラム未満	一〇％以上 三キログラム以上 一〇キログラム以上 三〇キログラム以上

十三 木材	製材及び丸太	一、〇〇〇本以上 一、五〇一本以上 二、〇〇一本以上 三、〇〇一本以上	一、〇〇〇本未満 一、五〇一本未満 二、〇〇一本未満 三、〇〇一本未満	一〇％以上 一〇％以上 一〇％以上 一〇％以上
十四 中古農機機 械		一〇台以上	一〇台未満	一〇％以上 一〇％以上
十五 前各項に掲 げたるもの以外 の植物及び容器 包		一〇〇キログラム以上 八〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 七、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム未満 八〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 七、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満	一〇％以上 一〇キログラム以上 一五キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四五キログラム以上 六〇キログラム以上

別記様式を削る。

附 則
この告示は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。